

## 第 2 1 期 第 4 8 回 佐 賀 県 有 明 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 議 事 概 要

- 1 日 時 令和 2 年 1 2 月 1 8 日 ( 金 ) 1 5 時 0 0 分 から
- 2 場 所 佐 賀 県 水 産 会 館 「 大 会 議 室 」
- 3 出 席 者 佐 賀 県 有 明 海 区 漁 業 調 整 委 員 会
- |               |         |
|---------------|---------|
| 会 長           | 德 永 重 昭 |
| 会 長 職 務 代 理 者 | 竹 下 泰 彦 |
| 委 員           | 野 口 敏 春 |
| 〃             | 井 上 亜 紀 |
| 〃             | 田 中 浩 人 |
| 〃             | 江 口 敏 夫 |
| 〃             | 西 久 保 敏 |
| 〃             | 岩 永 強   |
| 〃             | 中 村 直 明 |
| 〃             | 川 下 始   |
- 4 臨 席 者 佐 賀 県 有 明 海 漁 業 協 同 組 合
- |         |         |
|---------|---------|
| 指 導 課 長 | 有 馬 隆 文 |
| 指 導 課   | 糸 山 亮 平 |
- 佐 賀 県 水 産 課
- |                 |       |
|-----------------|-------|
| 漁 業 調 整 担 当 係 長 | 藤 崎 博 |
|-----------------|-------|
- 佐 賀 県 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局
- |         |           |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 中 牟 田 弘 典 |
| 副 主 査   | 増 田 健 斗   |
- 5 議 題 及 び 議 決 事 項
- ( 1 ) 特 定 水 産 資 源 に 関 する 令 和 3 管 理 年 度 に お ける 知 事 管 理 漁 獲 可 能 量 の 設 定 ( 案 ) に つ い て ( 諮 問 )  
⇒ 原 案 ど お り 承 認 さ れ た。
  - ( 2 ) 佐 賀 県 資 源 管 理 方 針 の 変 更 に つ い て ( 諮 問 )  
⇒ 原 案 ど お り 承 認 さ れ た。
  - ( 3 ) 佐 賀 県 有 明 海 に お ける 漁 業 許 可 方 針 に つ い て ( 諮 問 )  
⇒ 原 案 ど お り 承 認 さ れ た。
  - ( 4 ) 佐 賀 県 漁 業 調 整 規 則 及 び 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 が 行 う 意 見 の 聴 取 に 関 する 手 続 規 程 の 施 行 に つ い て ( 報 告 )  
⇒ 事 務 局 か ら 報 告 が 行 わ れ た。

- (5) 令和2年度の潜水器漁業の許可について（報告）  
⇒ 事務局から報告が行われた。
- (6) 昨漁期のクラゲ漁業について（報告）  
⇒ 事務局から報告が行われた。
- (7) その他  
⇒ 事務局から次回委員会の日程の説明が行われた。

## 6 各議題の説明者及び質疑応答の概要

### (1) 説明者

議題1・2・4 藤崎  
議題3・5・6 増田  
議題7 中牟田

### (2) 質疑応答

【議題(1)・(2)について】(関連する議題のため一括して質疑応答)

(岩永) さんまは佐賀県で獲れるのか。

⇒ (藤崎) 少しですが獲れます。

(竹下) 資料P5・6・7の第4の表は、それぞれの漁業種類ごとに定めている漁獲努力量の制限をもって、現行水準以上に漁獲量を増加させないという認識でよいか。

⇒ (藤崎) そのとおりです。

(井上) 議題(1)と議題(2)の関係は、議題(2)で方針を決めて、議題(1)で方針に基づいて具体的な数量を設定するという理解でよいか。

⇒ (中牟田) そのとおりです。

(井上) 議題(1)で決めることは資料P2の第1・第2・第3のそれぞれの2の表の配分数量を現行水準とすることを決めているという理解でよいか。

⇒ (中牟田) そのとおりです。

【議題(3)について】

(竹下) 許可の基準については、何かを参考にされたのでしょうか。それとも独自に考えられたのでしょうか。

⇒ (増田) (1)の承継に関する文言については、佐賀県漁業調整規則の第14条第4号を引用しており、それ以外については独自に考えたものです。

(井上) 許可の基準で、後継者の方を1位、何らかの事情で今回許可を取っていない方を2位としているが、この優先順位でいいのかということを他の委員の皆様にご意見を伺いたい。

⇒ (岩永) 優先順位はこのままでいいと思います。

⇒ (竹下) 例えば(1)は親から子への承継、(2)は病気などで休まれていた方が想定されますが、漁業法の理念から考えると若い人を優先する方がいいのではと考えますので、この順番でいいと思います。

(野口) 雑魚三重流し刺網漁業で上限隻数を現状よりプラスにした形で180隻とされているが、この設定の仕方は他の漁業でも同じですか。

⇒ (増田) はい、今年7月に一斉更新をした他の刺網漁業等も同じように過去5年間の許可隻数を参考に、現在許可を持たれている方にプラスした形で当委員会にお諮りして設定しております。この雑魚三重に関しては保有している情報が過去4年分だったので、過去4年分を参考に設定しております。

(野口) 申請すべき期間は、許可すべき隻数を満たすまで更新されていくとされているが、その申請すべき期間のお知らせはホームページか何かでされるのか。また、隻数を満たしたときのお知らせの手段も考えられていれば教えてください。

⇒ (増田) 最初にホームページにて公示したときに、申請すべき期間の1～3の項目を含めて掲載することで、申請期間は1日ごとに延長されていますという形で考えております。また、現在の許可件数の情報は、日々許可を出しているのでリアルタイムで公表するのは難しいですが、公表の仕方については今後検討させていただきます。

**【議題(4)について】**

(竹下) 規則はインターネットでは検索できないですね。

⇒ (藤崎) 公布した分は検索できますが、まだ条例等検索システムとしては更新されておらず年度末ぐらいに反映される予定です。

**【議題(5)について】**

質疑なし

**【議題(6)について】**

質疑なし